

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえた対応について（解除）

令和4年3月23日
日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

3月17日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、令和4年1月から実施されていたまん延防止等重点措置は、3月21日をもって全ての都道府県で終了されることとなりました。一方で、変更後の同対処方針においては、感染再拡大を防ぐため、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが求められています。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、まん延防止等重点措置解除後においても下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はWEB会議の積極的活用等により真に必要なものに限定する

以上